

災害対策本部等映像表示・音響システム特記仕様書

1. 概要

災害対策本部等映像表示・音響システム（以下、「映像表示・音響システム」という）は総合防災情報システム、遠隔会議システムの映像、テレビ・インターネットの情報、外部機関の持ち込み端末の情報など各種防災情報（映像及び音声）を、特別会議室 1（災害対策本部）に設置する大型 LED ビジョンをはじめとする各部屋の映像表示・音響装置に出力し、関係者間での情報共有を迅速かつ効率的に実現できるシステムを整備する。

2. 機能要件および前提条件

（1）映像表示・音響システム

- ・起動、操作が迅速かつ容易にできるようなシステムとすること。
- ・「表 1 映像入力元一覧」に記載の総合防災情報システム、遠隔会議システムの映像、テレビ・インターネットの情報、外部機関の持ち込み端末の映像（以下「映像等」）を集約し、連携するシステムへ任意に表示できるようなシステムとすること。
- ・災害対策本部、オペレーションルーム、委員会室、庁内共聴システム等、「表 2 映像出力先一覧表」に記載の各種映像表示機器へ映像が出力できるようにすること。庁内共聴システムへの映像出力に関しては映像表示・音響システムからで映像を送信できる環境を構築し、庁内共聴システムまでの配線作業を実施すること。なお、レベル調整等は庁内共聴システム側で実施することとし、本業務の範囲外とする。
- ・大型 LED ビジョンに対しては 12 画面以上の合成映像等を表示できるようにすること。
- ・表示レイアウトは、各映像を大小自由な大きさ・比率で配置して表示できること。レイアウトの詳細については、受注者決定後、担当者と打ち合わせの上決定する。
- ・映像入力 32 以上、映像出力 32 以上を有すること。
- ・入出力の増加に対応できるようカード単位・シャーシ単位での拡張性も持つシステムとすること。
- ・地上波テレビが同時に 3 局視聴可能であること。
- ・災害対策本部のメインモニターへの映像入力系統は 2 重化し安全性を高めること。
- ・20 以上の URL をソースとして登録でき、WEB 情報を表示させるためのノート端末等を接続することなく、プリセットの中に自由に配置し表示できること。
- ・レイアウトの呼び出しおよびプリセット登録されたレイアウトへの映像ソースの割り当ては映像操作端末（タブレットまたはタッチパネル）から簡単な操作で行えること。
- ・特別会議室 1（災害対策本部）、特別会議室 2（オペレーションルーム）でそれぞれシステムの操作ができるように、映像操作端末は 3 台（有線 1 台、無線 2 台）

以上を設けること。

- ・オペレーションルーム（災害対策本部）、特別会議室 2（オペレーションルーム）には映像操作端末等を配置するための操作卓を用意すること。
- ・表示させた WEB 情報画面の拡大・縮小などの操作は災害対策本部に設置するプレビューモニターで実施できるようにすること。
- ・専用の映像操作端末（タブレットまたはタッチパネル）では、映像の切り替えの他に、特別会議室 1（災害対策本部）設置のカメラ、各部屋に設置された音響設備を制御でき、システムの一元的管理を可能とすること。
- ・遠隔会議システム、総合防災情報システムと連携し、映像・音声の入出力が可能であること。
- ・停電時、自家発電機が作動するまでの間に動作が停止しないよう停電対策を実施すること。

（２）映像表示装置

- ・特別会議室 1（災害対策本部）のメインモニターは LED サイネージ（画面サイズ W4800×H1350 mm、LED ピッチ 1.875 mm以下）とし、壁面設置とすること。設置壁面の補強工事は庁舎建設側で実施するため、本業務の対象外とする。
- ・LED サイネージの設置の際は、端面部分の保護のため、左右下から衝撃に耐える材質のもので囲うこと。
- ・映像表示・音響システムから最大 12 画面以上の映像等を表示できるようにすること。
- ・LED パネルは国内メーカー品とし、納品にあたり事前に国内工場で実機確認ができること。また、出荷前検査の証明資料が提出できること。
- ・LED サイネージについては、国内工場で機器の修理体制を有すること。
- ・LED サイネージについては、経年劣化によるモジュール毎の色のバラつきを、色合わせ機能により合わせることができること。
- ・特別会議室 2（オペレーションルーム）に、70 型以上の可搬型モニターを設置すること。
- ・特別会議室 1（災害対策本部）では会議等の着座状態においても、メインモニターの視認性が確保されること。
- ・特別会議室 1（災害対策本部）、特別会議室 2（オペレーションルーム）、会議室 2（消防団本部）、安土町総合支所（調査指導班）に計 4 台 75 型電子黒板を設置すること。なお電子黒板の詳細については「遠隔会議システム 特記仕様書」を参照すること。
- ・特別会議室 1（災害対策本部）では LED サイネージに表示される映像を確認でき、WEB 情報画面の拡大・縮小などの操作が可能なプレビューモニター（22 型以上）を設置すること。

(3) 特別会議室 1 (災害対策本部) 用カメラ

- ・特別会議室 1 (災害対策本部) の映像をオペレーションルーム等に共有するため天井に PTZ 機能付きカメラを設置すること。
- ・カメラ映像は遠隔会議システムにも特別会議室 1 (災害対策本部) の映像として取り込めるようにすること。
- ・カメラの制御は映像操作端末 (タブレットまたはタッチパネル) で実現可能とすること。またカメラ専用の赤外線ワイヤレスリモコンも準備すること。

(4) 音響設備

- ・特別会議室 1 (災害対策本部) 及び特別会議室 2 (オペレーションルーム) には天井埋め込み又は壁面設置型のスピーカーを設置し、映像表示・音響システムで選択した音声出力できるようにすること。
- ・特別会議室 1 (災害対策本部) には会議用の卓上マイク 25 台、特別会議室 2 (オペレーションルーム) にワイヤレスマイク 2 本を設置し、映像表示・音響システムに音声入力をできるようにすること。
- ・特別会議室 1 (災害対策本部) の卓上マイクは遠隔会議システムのマイクとしても活用できるようにすること。また自由に配置できるよう無線方式であること。
- ・音響設備の制御は映像操作端末から行えることとし、マイク設備の音量調整や、拡声する映像音声の選択などを可能とすること。
- ・音響設備は部屋内に十分に音声が届くように設計・整備すること。またハウリング対策を実施すること。

(5) ネットワーク等

- ・映像・音声の切り替えを映像操作端末で実施できるように特別会議室 1 (災害対策本部) 及び特別会議室 2 (オペレーションルーム) には無線環境を整備すること。
- ・以下の部屋には持ち込み PC や可搬型モニターに映像入・出力ができるように映像コンセントを設置すること。
 - 特別会議室 1 (災害対策本部)
 - 特別会議室 2 (オペレーションルーム)
 - 新庁舎 4F 委員会室
 - 南別館 1F~3F の指定する会議室※ 1

※ 1 なお、南別館 1F~3F については、令和 8 年度の南別館改修工事後に映像コンセント等の機器の設置を行う。本業務においては、新庁舎 3F オペレーションルーム部分の機器構築までとし、南別館側での構築作業は令和 8 年度の保守業務内で対応をすること。

表1 映像入力元一覧

設置場所	名称	数量	備考
特別会議室1 (災害対策本部)	遠隔会議システム用 PC	1	
	災害対策本部会議室天井 カメラ	1	災害対策本部会議室の状況を表示
	地上デジタル放送	3	TV 共聴システム(別調達)より受信
	PC(既設または別調達)	4	職員端末や外部機関からの持ち込み PC など
	各種 Web 情報	(20 以上)	県総合防災情報システム、市総合防災情報システム、気象庁 HP など ※PC 等の端末を個別に接続することなく、映像表示システム側で表示
特別会議室2 (オペレーションルーム)	PC(既設または別調達)	6	職員端末や外部機関からの持ち込み PC など
南別館 3F 調査指導班	PC(既設または別調達)	2	職員端末や外部機関からの持ち込み PC など
南別館 2F 執務室	PC(既設または別調達)	1	職員端末や外部機関からの持ち込み PC など
南別館 1F 執務室	PC(既設または別調達)	1	職員端末や外部機関からの持ち込み PC など
新庁舎 4F 委員会室	PC(既設または別調達)	4	職員端末や外部機関からの持ち込み PC など
	合計	23	

表2 映像出力先一覧

設置場所	名称	数量	備考
特別会議室1	大型 LED ビジョン	1	12 画面以上の複数映像の表示が必要
	75 型電子黒板	1	
	床置モニター	2	
	プレビューモニター	1	
特別会議室2	可搬型モニター	1	
	75 型電子黒板	1	

南別館 3F 調査指導班	75 型電子黒板	1	
	モニター(既設又は別調達)	1	
南別館 2F 執務室	モニター(既設又は別調達)	1	
南別館 1F 執務室	モニター(既設又は別調達)	1	
新庁舎 4F 委員会室	可搬型モニター	4	
	庁内共聴システム	1	オペレーションルーム側で映像を送信できる環境を構築し、庁内共聴システムまでの配線作業を実施すること。なお、レベル調整等は庁内共聴システム側で実施することとし、本業務の範囲外とする。
	合計	10	

4. 導入前研修

システムの導入にあたっては、誰にでも容易に操作ができる簡易なマニュアルを作成し、操作説明を行うこと。また、詳細版も併せて作成すること。

5. 運用保守

(1) 運用保守の方針

業務実施に当たっては、事前に本市が定めるシステム管理者と協議の上承諾を得るものとし、業務の進捗状況をシステム管理者が把握できるように努めなければならない。

(2) 運用時間

- ・システム利用時間は、原則として、本システムの性質上、24 時間の運用を行うものとする。
- ・平時におけるシステム利用時間終了後など、システム利用に影響がない時間帯に、メンテナンスなどの日次運用終了時の処理が実施できること。ただし、災害時においては、この処理の中止又は随時の実施について柔軟な対応が可能であること。

(3) 保守体制

- ・受託者は、本システムの運用管理（機器類の監視、障害対応等）を行うこと。また、運用業務を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設けて、本システムの運用を円滑に進める支援体制を整えること。
- ・サポート受付は平日 9 時 00 分から 17 時 00 分とし、緊急時の際は保守受付窓口への連絡が常時できるよう体制を整えること。原則として各課からの問い合わせを危機管理課が取りまとめ、危機管理課から問い合わせを行うものとする。
- ・令和 8 年度南別館改修後の映像コンセント等の構築業務に係る費用は令和 8 年度の保守費用に見込むこと。但し、安土町総合支所から南別館への機器移設及び、新庁舎オペレーションルームから南別館の各機器設置場所までの配管作業は本事業の対象外とし庁舎建設事業者と調整すること。南別館側の配管作業等については、改修工事事業者と調整すること。

(5) 障害対応

- ・映像表示・音響システムに対し、障害発生時には専門のサポートセンターからリモートでアクセスし、システムの状態の確認やログの取得ができる機能を持つこと。
- ・障害発生時の連絡を円滑に行うための連絡体制（人員構成、連絡方法、緊急時連絡先、連絡ルート等）を明確にすること。なお、障害発生連絡後、概ね 2 時間以内に速やかに保守作業の対応ができること。
- ・障害内容、原因、対処方法等については障害管理表として記録し管理を行うこと。

(6) バージョンアップ等の対応

- ・本システムで使用するソフトウェア製品に関するバグフィックス、セキュリティパッチ等の更新モジュールについては、インターネット接続での自動更新設定をする等、必要に応じて適用すること。

(7) その他

- ・LED ビジョンのドット欠け等のパネル故障について、職員でも短時間で簡単に取り換え作業が行えるような工夫が施されていること。

6. 添付資料

- ・【別紙 3】レイアウトイメージ
- ・【別紙 4】映像表示・音響システム導入機器一覧
- ・【別紙 5】映像表示・音響システム機能評価項目一覧